

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案 および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例案について

1 改正等の理由

- 国家公務員の定年引上げに伴い、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員についても国家公務員と同様に、定年の段階的な引上げや、「管理監督職勤務上限年齢制」、「定年前再任用短時間勤務制」の導入等の措置が講じられることとなりました。
- 少子高齢化の進展および生産年齢人口の減少により労働力不足が懸念される中、公務の担い手として、豊富な知識や経験を有する職員により長く現役で勤務してもらうことにより、県の組織力を維持し、持続的かつ安定的な県行政の推進を図ることを目的として、滋賀県職員の定年等に関する条例ほか17条例の一部を改正するとともに、滋賀県職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものです。また、新たに滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例を制定しようとするものです。

2 改正等の概要

(1) 定年の段階的引上げ

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とします。
ただし、医師および歯科医師(病院事業庁除く。)については、現行65歳の定年を70歳とします。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※現行の勤務延長(最長3年)制度は存置します。

- 定年の引上げにあわせて、現行の「再任用制度」は廃止します。(滋賀県職員の再任用に関する条例の廃止)
ただし、定年引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行と同様の「暫定再任用制度」を設けます。
勤務時間、給与の仕組み等は現行の「再任用制度」と同様とします。

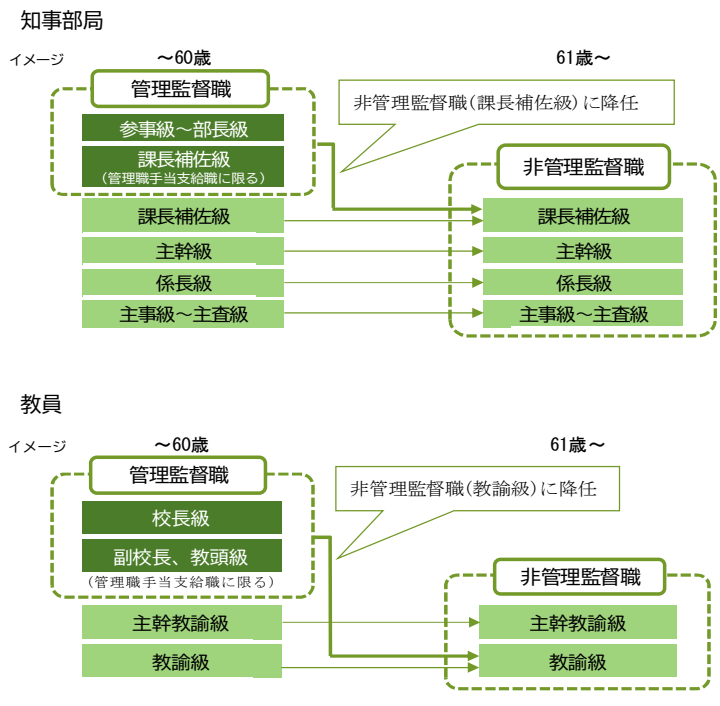
(2) 「管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)」

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職*の職員は、60歳に達した日の翌日以後、最初の4月1日に、非管理監督職(原則、課長補佐級)に異動させることとします。

* 管理監督職の範囲：管理職手当支給職、警視・警部(警察官)、その他管理職手当非支給の参事級以上の職等

* 医師および歯科医師が占める職は、役職定年制の適用を除外します。



- ただし、役職定年による降任により公務の運営に著しい支障が生じる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務できる特例を設けます。

(3) 多様な働き方のニーズへの対応

ア「定年前再任用短時間勤務制」の導入

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

- ・60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用(任期は定年退職日まで)することができる制度を設けます。

フルタイム勤務への復帰はできません。勤務時間、給与の仕組み等は現行の再任用制度(短時間勤務)と同様とします。

イ「高齢者部分休業制度」の導入

(滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定)

- ・60歳に達した日の翌年度の4月1日以降、定年退職日までの期間について、本人からの申請により、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、休業することができる制度を設けます。

休業時間に応じて、給与の減額等がされます。

現行		定年引上げ期間中 (令和5～13年度)				制度完成後 (令和14年度～)					
60歳		60歳		定年		65歳		60歳		65歳	
再任用	週5	職階：係長・教諭級以下 勤務時間：38h45m/週	再任用	週5	職階：非管理監督職 勤務時間：38h45m/週 ※高齢者部分休業利用可	暫定再任用	週5	再任用	週5	職階：非管理監督職 勤務時間：38h45m/週 ※高齢者部分休業利用可	再任用
	週4	職階：係長・教諭級以下 勤務時間：31h/週		週4	職階：係長・教諭級以下 勤務時間：31h/週		週4		職階：係長・教諭級以下 勤務時間：31h/週		
	週3	職階：係長・教諭級以下 勤務時間：23h15m/週		週3	職階：係長・教諭級以下 勤務時間：23h15m/週		週3		職階：係長・教諭級以下 勤務時間：23h15m/週		
教員のみ	週5	職階：教諭級以下 勤務時間：19h35m/週 (3時間55分×5日)	普通退職	週5	職階：教諭級以下 勤務時間：19h35m/週 (3時間55分×5日)	教員のみ	週5	普通退職	週5	職階：教諭級以下 勤務時間：19h35m/週 (3時間55分×5日)	教員のみ

(4) 「情報提供・意思確認制度」

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

- ・当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の勤務の意思を確認します。

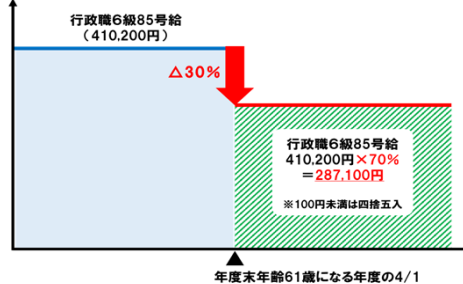
(5) 60歳に達した職員の給与

(滋賀県職員等の給与等に関する条例・滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

- ・当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、「7割水準」とします。

「管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)」により異動した職員については、「管理監督職勤務上限年齢調整額」を支給し、降任前(管理監督職)の給料月額の7割水準とします。

イメージ 給料月額



※定年前再任用・暫定再任用の給与は現行再任用と同じ

- ・当分の間、職員の退職手当は、60歳に達した日以後に非違によることなく退職した場合は、退職事由を「定年退職」として手当額を算定します。

現行の60歳定年退職より不利にならないよう、「7割水準前の給料月額・勤続年数」と「7割水準後の給料月額・勤続年数」に分けて算定します。

(6) その他

- ・この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとします。
- ・関係条例について、必要な改正を行うこととします。
- ・その他必要な規定の整備を行うこととします。

3 施行日

- ・令和5年4月1日とします。

令和5年度中に60歳に達する職員への情報提供・意思確認は、改正地方公務員法の規定により令和4年度中に行います。

参考

新規採用職員の確保

- ・定年の段階的引上げ期間中、2年に一度、定年退職者が生じない年度が生じますが、職種ごとに年齢構成や採用の困難性などを十分把握し、複数年度間での採用の平準化を図ることにより、新規採用職員の計画的かつ安定的な確保を行うこととします。

高齢期職員の人事管理

- ・役職定年制により、新たに61歳以上の課長補佐級職員が生ずるため、これらの職員に対し、新たな役割(ベテランプレーヤーとしての役割、技能伝承・後進育成の役割、マネジメントの補佐的役割等を想定)を明示し、これを果たす心構えの醸成や、一担当者としての業務の知識をアップデートする研修の機会を設けるなど、職員本人のモチベーションを維持しながら、多様で豊富な知識や経験を活かし、組織への貢献を高めさせていただけるよう、人事管理に意を用いていくこととします。

滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 任命権者は、職員が 60 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から、1 週間を通じて当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間を単位として、高齢者部分休業の承認を行うものとします。（第 2 条関係）
- (3) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）第 13 条第 1 項等の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 18 条等に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとします。（第 3 条関係）
- (4) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の規定により計算した在職期間から除算することとします。（第 4 条関係）
- (5) 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき、または高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間を短縮することができることとします。（第 5 条関係）
- (6) 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができることとします。（第 6 条関係）
- (7) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとします。（第 7 条関係）
- (8) その他
 - ア この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 法第 26 条の 3 第 1 項の規定による高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、60 歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業の承認をすることができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）第 13 条第 1 項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 28 号）第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、滋賀県職員等の給与等に関する条例第 18 条または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第 14 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第 4 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）第 7 条第 1 項から第 6 項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合における同条第 7 項および第 9 項の規定の適用については、同条第 7 項中「前各項」とあるのは「前各項および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年滋賀県条例第 号）第 4 条」と、同条第 9 項中「前各項」とあるのは「前各項および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例第 4 条」とする。

(承認の取消しまたは休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき、または高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（人事委員会規則への委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「の規定」を「または第26条の3第1項の規定」に改める。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

3 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「育児部分休業」を「高齢者部分休業（高年齢として管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業」に改める。

（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

4 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「介護休暇」を「高齢者部分休業（高年齢として病院事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で病院事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇」に改める。

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認またはこれに相当する承認その他の処分を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第26条の2第1項_____の規定による承認</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 （短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認またはこれに相当する承認その他の処分を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第26条の2第1項または第26条の3第1項の規定による承認</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>

る休暇をいう。) または子育て支援時間 (当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子 (第1学年から第3学年までの子に限る。) を養育するため1日の勤務時間の一部 (2時間を超えない範囲内の時間に限る。) を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

る休暇をいう。) または子育て支援時間 (当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子 (第1学年から第3学年までの子に限る。) を養育するため1日の勤務時間の一部 (2時間を超えない範囲内の時間に限る。) を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案要綱

1 改正等の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制に係る規定を整備するほか、引上げ前の定年を超える職員に係る給与の特例措置を定める等、必要な規定の整備等を行うため、滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）ほか17条例の一部を改正するとともに、滋賀県職員の再任用に関する条例（平成13年滋賀県条例第8号）を廃止しようとするものです。

2 改正等の概要

(1) 滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年を60歳から65歳まで（医師および歯科医師（病院事業に従事する企業職員を除く。）については65歳から70歳まで）2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとします。（第1条による改正後の第3条ならびに付則第3項および第4項関係）

イ 管理監督職勤務上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、対象となる管理監督職の範囲を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めることとします。（第1条による改正後の第6条および第7条関係）

ウ 60歳に達した日以後に退職した職員を選考により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入することとします。（第1条による改正後の第13条関係）

エ 任命権者は、当分の間、職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。（第1条による改正後の付則第5項）

(2) 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部改正

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、勤務時間により按分して算出することとします。（第10条による改正後の第4条関係）

イ 当分の間、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級および当該職員の受ける号給に応じた額に、100分の70を乗じて得た額とします。（第10条による改正後の付則第17項関係）

- ウ イを適用しない職員を定めることとします。(第10条による改正後の付則第18項関係)
- エ 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員のうち、特定日にイにより受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が降任等の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、イにより受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること等を定めることとします。(第10条による改正後の付則第19項および第20項関係)
- オ 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者について、エに準じた特例措置を定めることとします。(第10条による改正後の付則第21項および第22項関係)
- カ エおよびオにより給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、エおよびオに準じて給料を支給することとします。(第10条による改正後の付則第23項および第24項関係)
- (3) 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部改正
- ア 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった後に退職した者に対する退職手当の基本額について、特例を定めた第5条の2(第5条の3において読み替えて適用する場合を含む。)の規定を読み替えて準用することとします。(第12条による改正後の第5条の3の2関係)
- イ 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条第1項または第5条第1項の規定を準用して計算することとします。(第12条による改正後の付則第18項および付則第19項関係)
- ウ イを適用しない職員を定めることとします。(第12条による改正後の付則第20項関係)
- エ 当分の間、(2)イによる職員の給料月額の改定は、第5条の2に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとします。(第12条による改正後の付則第21項関係)
- オ 当分の間、応募認定等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、引上げ前の定年に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した職員で要件を満たす者を対象とすることとします。(第12条による改正後の付則第25項関係)
- (4) 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととします。(第2条から第9条まで、第11条および第13条から第18条まで関係)
- ア 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)
- イ 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年滋賀県条例第58号)
- ウ 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)
- エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)
- オ 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)
- カ 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)
- キ 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)

- ク 職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）
 - ケ 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）
 - コ 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）
 - サ 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）
 - シ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）
 - ス 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）
 - セ 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）
 - ソ 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）
- (5) 滋賀県職員の再任用に関する条例の廃止
- ア 滋賀県職員の再任用に関する条例を廃止することとします。（第19条関係）
 - イ 経過措置として、定年の段階的な引上げ期間中、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置することとします。（付則関係）
- (6) その他
- ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、イおよびエの一部は公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとします。
 - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
 - エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和 59 年滋賀県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 12 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 13 条)

第 5 章 雑則(第 14 条)

付則

第 1 章 総則

第 1 条中「)第 28 条の 2 第 1 項および第 2 項、第 28 条の 3 ならびに」を「。以下「法」という。)第 22 条の 4 第 1 項および第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項までならびに第 28 条の 7、」に改め、「第 43 条第 3 項」の右に「ならびに警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 56 条の 4 第 2 項」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書中「保健所、総合病院その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する」を削り、「にあつて」を「(滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和 51 年滋賀県条例第 18 号)第 1 条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。)の定年」に、「65 年」を「70 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の右に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。）（第9条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条各号に掲げる職をいう。以下この条および次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて知事と協議し、人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医師および歯科医師が占める職その他その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第9条第1項、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）第10条の2第1項または滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）第5条の規定により管理職手当を支給する職
- (2) 警視または警部の階級にある滋賀県警察の警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下この項において「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、知事と協議し、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年

を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職員の職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、知事と協議し、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由がある

と認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、または前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の短縮）

第11条 任命権者は、第9条第1項または第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間を短縮することができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する経過措置）」を付する。

付則第5項を付則第9項とし、付則第4項を付則第8項とし、付則第3項を付則第7項とし、付則第2項の次に次の4項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

4 前項の規定は、滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第 号）第1条の規定による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例（次項において「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条本文の規定の適用を受けるものについては、適用しない。

（情報の提供および勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員ならびに第3条ただし書および旧定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第5条および第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条および第21条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第3条第8号を同条第7号とする。

第10条中「次」を「第2条第1号から第3号まで」に改め、同条各号を削る。

第15条の表第4条第6項の項および第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）」に改める。

第16条の表第6条第6項の項を削る。

第21条を削る。

第 22 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第 21 条とする。

第 23 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第 22 条とし、第 24 条を第 23 条とし、第 25 条から第 28 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

付則第 5 項を付則第 6 項とし、付則第 2 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(給与条例付則第 17 項または学校職員給与条例付則第 17 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 2 育児短時間勤務職員等に対する給与条例付則第 17 項または学校職員給与条例付則第 17 項の規定の適用については、これらの規定中「) とする」とあるのは、「) に、職員勤務時間条例第 2 条第 2 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 2 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第 2 条第 1 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 6 条 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項または第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「を除く」を「(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」に改め、同項第 2 号中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用される職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正）

第8条 滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「ならびに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第4条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

付則に次の2項を加える。

4 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「ならびに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）付則第17項の規定による降給とする」とする。

5 第6条第2項の規定は、給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正）

第9条 職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の右に「その発令の日現在において受けるべき」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正）

第10条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項および第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項を次のように

改める。

6 法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項、第 15 条第 2 項および第 23 条の 2 第 2 項において「短時間勤務職員」という。）のうち、法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間条例第 2 条第 3 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第 2 条第 1 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間（次項、第 29 条第 2 項および第 33 条において「職員勤務時間条例等に規定する 1 週間当たりの勤務時間」という。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 8 号）第 4 条の規定により採用された職員の給料月額は、前条および第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員勤務時間条例第 2 条第 4 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 4 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例等に規定する 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条第 1 項および第 3 項中「その者」を「当該職員」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号中「以下」の右に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、同項第 2 号中「。以下」の右に「この条において」を、「（以下」の右に「この項、次項および第 7 項において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 1 号および次項において」に改め、同項第 1 号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加える。

第 15 条第 1 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 4 項中「（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第 1 号および同条第 5 項第 1 号中「場合は」を「場合には」に改める。

第 20 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 21 条第 1 項中「この条」を「この項から第 3 項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項第 1 号および第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 23 条の 2 第 2 項中「第 9 条の 2」を「第 4 条第 3 項から第 5 項までおよび第 5 条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第 9 条の 2」に改め、「、再任用職員および」を削り、「には」を「については、」に改める。

第 38 条の表第 15 条第 4 項の項を削る。

付則第 19 項を付則第 29 項とし、付則第 18 項を付則第 28 項とし、付則第 17 項の前の見出しを削り、同項中「給料月額（」の右に「付則第 17 項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第 19 項、第 21 項、第 23 項または第 24 項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。」を加え、同項ただし書中「および勤務 1 時間当たりの給与額」を「、勤務 1 時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和 26 年滋賀県条例第 52 号）第 3 条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項を付則第 27 項とし、付則第 16 項の次に次の見出しおよび 10 項を加える。

（給料月額に関する特例）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（付則第 19 項および第 21 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第 3 項から第 5 項までならびに第 5 条第 2 項および第 3 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 5 号）第 9 条第 1 項または第 2 項の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第 6 条各号に掲げる職を占める職員

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第 3 条ただし書に規定する医師および歯科医師

(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第 23 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項および付則第 21 項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該

額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 56 条の 4 第 1 項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第 6 条第 1 項第 4 号イに規定する公安職俸給表(1)に定められる俸給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 付則第 20 項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第 20 項中「前項」とあるのは「付則第 21 項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第 17 項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第 19 項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および付則第 20 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 付則第 19 項、第 21 項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第 17 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第 19 項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 付則第 19 項、第 21 項または前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 20 条第 5 項(第 21 条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)および付則第 15 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第 19 項、

第 21 項、第 23 項または第 24 項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 付則第 17 項から前項までに定めるもののほか、付則第 17 項の規定による給料月額、付則第 19 項の規定による給料その他付則第 17 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第 4 アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第 4 イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円

任用 短時 間勤 務職 員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
---------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項ただし書中「次項第4号ア」を「次項第5号ア」に改める。

第39条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第12条 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員を除く。」を削り、同条第2項中「が18日」を「(法令または条例もしくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日（1月の日数（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同項ただし書中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第4条第2項中「以下」を「次条第2項、第5条の4および第6条の4第1項において」に改める。

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」の右に「(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」を加える。

第5条の3の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料の月額の減額改定(給料の月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料の月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料の月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料の月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条第1項ならびに前条の表第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」の右に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の右に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)」を加える。

第6条の3の表第6条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項(」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第6条の2第1号の項を次のように改める。

第6条の2第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつて	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額
----------	--------------------------------------	--

	<p>は、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）</p>	<p>前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号および次号において同じ。）および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額</p>
--	---	---

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「(以下」の右に「この項および第5項において」を加える。

第6条の5第1項中「第5条の2」の右に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項および第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第2項から第17項までを削る。

付則第 18 項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和 59 年法律第 69 号）附則第 12 条第 1 項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。）」に改め、「おいて」の右に「これらを」を加え、同項を付則第 2 項とする。

付則第 19 項中「第 4 条」を「（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条」に、「第 5 条」を「（昭和 59 年法律第 87 号）第 5 条」に、「第 2 条第 2 項」を「（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項」に改め、同項を付則第 3 項とする。

付則第 20 項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和 23 年法律第 256 号）第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道（以下この項、次項および付則第 9 項において「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を付則第 4 項とし、付則第 21 項を付則第 5 項とする。

付則第 22 項中「条例第 33 号」を「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 48 年滋賀県条例第 33 号。次項および付則第 8 項において「昭和 48 年改正条例」という。）」に、「第 5 条の 3」を「第 5 条の 3 の 2 までおよび付則第 18 項から第 26 項」に、「付則第 22 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 6 項とする。

付則第 23 項中「条例第 33 号」を「昭和 48 年改正条例」に改め、「第 5 条の 2」の右に「（第 5 条の 3 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第 21 項から第 24 項まで」を加え、同項を付則第 7 項とする。

付則第 24 項中「条例第 33 号」を「昭和 48 年改正条例」に改め、「第 5 条」の右に「または付則第 19 項」を加え、「付則第 22 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 8 項とする。

付則第 25 項中「以下」の右に「この項において」を加え、「附則第 25 条」を「附則第 13 条」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 26 項および第 27 項を削る。

付則第 28 項中「（以下）」を「（次項において）」に改め、「。以下」の右に「この項および次項において」を加え、同項を付則第 10 項とし、付則第 29 項を付則第 11 項とし、付則第 30 項を付則第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額が減額改定（第 5 条の 3 の 2 の規定により読み替えられた第 5 条の 2 に規定する俸給月額が減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令またはこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

付則第 31 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改め、同項を付則第 14 項とし、付則第 32 項を付則第 15 項とし、付則第 33 項を付則第 16 項とする。

付則第 34 項中「付則第 17 項」を「付則第 27 項」に改め、同項を付則第 17 項とする。

付則に次の 9 項を加える。

- 18 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「または第 5 条」とあるのは、「、第 5 条または付則第 18 項」とする。
- 19 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「または第 5 条」とあるのは、「、第 5 条または付則第 19 項」とする。
- 20 前 2 項の規定は、定年条例第 3 条ただし書に規定する医師および歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 21 滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第 17 項の規定による職員の給料月額の変定（次項および第 24 項において「給料月額 7 割措置」という。）は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。
- 22 当分の間、給料月額 7 割措置の適用を受ける者のうち、第 5 条の 2 第 1 項に規定する理由（給料月額 7 割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合および当該減額をされた日（以下この項において「7 割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該特別特定減額日が 7 割措置減額日より前のものであつて、当該給料月額がこの項に規定する 7 割措置前給料月額を超えるものに限る。）（以下この項および次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額 7 割措置によりその者の給料月額が減額改定されたことがある場合において、当該 7 割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項および次項において「7 割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第 5 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が 2 以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項および次項において同じ。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特別特定減額前給料月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当す

る額

(2) その者が7割措置前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

23 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のアまたはイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該アまたはイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額および退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

24 当分の間、前2項の規定の適用を受ける者以外の給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、任用の事情を考慮して前2項の規定の適用を受ける者との権衡上必要があると認められる者に対する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて計算した額とする。

25 当分の間、第4条第1項第3号ならびに第5条第1項第3号、第5号および第6号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2および第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達したことにより退職することとなる日から1年前」とあるのは「定年(定年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、同条

ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては 65 歳とする。) に達する日の属する年度の
前年度の 3 月 31 日」と、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項の項、第 5 条の
2 第 1 項第 1 号の項および第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項ならびに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、
第 6 条の 2 第 1 号の項および第 6 条の 2 第 2 号の項中「定年」とあるのは「定年（定年条例
第 3 条ただし書に規定する医師および歯科医師以外の者にあつては 60 歳とし、同条ただし
書に規定する医師および歯科医師にあつては 65 歳とする。）」とする。

26 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる者であつて、第 5 条の 3 の規定の適
用を受けるものに対する付則第 22 項および第 23 項の規定の適用については、次の表の左欄
に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える
ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第22項第1号	および特別特定減額前給 料月額	ならびに特別特定減額前給料月額 および特別特定減額前給料月額に 退職の日において定められている その者に係る定年と退職の日にお けるその者の年齢との差に相当す る年数1年につき当該年数に応じ て100分の3を超えない範囲内で規 則で定める割合を乗じて得た額の 合計額
付則第22項第2号	および7割措置前給料月 額	ならびに7割措置前給料月額およ び7割措置前給料月額に退職の日 において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその 者の年齢との差に相当する年数1 年につき当該年数に応じて100分の 3を超えない範囲内で規則で定め る割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第2号 イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額および特 別特定減額前給料月額に退職の日 において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその 者の年齢との差に相当する年数1 年につき当該年数に応じて100分の

		3 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第3号	給料月額に、	給料月額および給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、
付則第22項第3号 イ	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第23項	前項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する前項の
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超え

		ない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第13条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第14条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「道路(以下)の右に「この条において」を加え、「料金(以下)を「料金(第3号において)に改め、同条第2号中「)、自転車」を「以下この条において同じ。)または自転車」に、「自動車等」を「この条において「自転車等」に、「自動車等を」を「自動車または自転車等を」に改め、同条第3号中「かつ、自動車等」を「かつ、自動車または自転車等」に、「または自動車等」を「または自動車もしくは自転車等」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第24条第2項中「第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則第3項中「が18日」を「(法令または条例もしくはこれに基づく企業管理規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月の日数(滋賀県の休日定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」に改める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第15条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第5条第2項、第6条および第12条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第13条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条および第22条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第16条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項および第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項および第24条において「短時間勤務職員」という。）のうち、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条に次の1項を加える。

7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、第4条および第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、学校職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第7条第1項および第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項第1号中「以下」の右に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「。以下」の右に「この条において」を、「(以下」の右に「この項、次項および第7項に

において」を加え、「とした」を「ものとした」に改め、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号および次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加える。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号および第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条中「第11条、」を「第6条第3項から第5項までおよび第7条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第11条、」に改め、「、再任用職員および」を削り、「には」を「については、」に改める。

第36条の表第19条の3第2項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第17項の見出しを削り、同項中「給料月額（」の右に「付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。」を加え、同項ただし書中「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項を付則第25項とする。

付則第16項の次に次の見出しおよび8項を加える。

（給料月額に関する特例）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第9条第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

- (3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 付則第19項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 付則第19項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第13条の3第1項および第19条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 24 付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第17条 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 学校職員条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と学校職員条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第18条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第5条および第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 18 条および第 21 条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(滋賀県職員の再任用に関する条例の廃止)

第 19 条 滋賀県職員の再任用に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 8 号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条中滋賀県職員退職手当条例第 2 条第 2 項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）ならびに同条例第 10 条第 2 項、第 4 項および第 11 項の改正規定ならびに同条例付則第 25 項の改正規定（「以下」の右に「この項において」を加え、「附則第 25 条」を「附則第 13 条」に改める部分に限る。）および同条例付則第 31 項の改正規定（「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。）ならびに第 14 条中滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例付則第 3 項の改正規定ならびに付則第 9 条および第 18 条の規定は、公布の日から施行する。

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限または同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の滋賀県職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、知事と協議し、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日および令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項もしくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）（以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項または前項の

規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条および次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）または暫定再任用（この項もしくは次項または次条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新定年条例第 13 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
- (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の年齢 65 年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第 1 項もしくは第 2 項または次条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第 4 条 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 1 項各号に掲げる者のうち、年齢 65 年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第 13 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条から付則第 8 条までにおいて同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 2 項各号に掲げる者のうち、年齢 65 年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。付則第 8 条において同じ。）に達している者（新定年条例第 13 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を

除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条および第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条および第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条および第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対する第2条の規定による改正後の滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「新職員勤務時間条例」という。）第12条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員を」とする。

第11条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、新職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員

は、第4条の規定による改正後の滋賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第21条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「新公益的法人等派遣条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新公益的法人等派遣条例の規定を適用する。

（滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新人事行政公表条例」という。）第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政公表条例の規定を適用する。

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第15条 第10条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第17項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第16条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条、次条、付則第20条および第24条において同じ。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条、付則第20条および第24条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項および次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条および付則第24条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀

県条例第 49 号。以下「職員勤務時間条例」という。) 第 2 条第 2 項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和 33 年滋賀県条例第 20 号。以下「学校職員勤務時間条例」という。) 第 3 条第 2 項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和 33 年滋賀県条例第 24 号。以下「警察職員勤務時間条例」という。) 第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員勤務時間条例第 2 条第 1 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「職員勤務時間条例」という。) 第 2 条第 3 項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「学校職員勤務時間条例」という。) 第 3 条第 3 項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「警察職員勤務時間条例」という。) 第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第 2 条第 1 項、学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項または警察職員勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 20 条第 3 項の規定を適用する。

5 新給与条例第 21 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額、同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。

6 給与条例第 4 条第 3 項ならびに第 5 条第 2 項および第 4 項から第 6 項までならびに新給与条例第 4 条第 4 項および第 5 項ならびに第 5 条第 1 項および第 3 項の規定は暫定再任用職員について、給与条例第 9 条の 2 から第 10 条の 2 まで、第 10 条の 4、第 10 条の 5、第 12 条の 2 および第 12 条の 3 の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第 17 条 暫定再任用職員に対する第 12 条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。」とする。

第 18 条 新退職手当条例第 10 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 19 条 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員は、第 13 条の規定による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第 2 条第 4 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。

（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 20 条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条および第 23 条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 21 条 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項または第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対する第 15 条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「新学校職員勤務時間条例」という。）第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項または第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を」とする。

第 22 条 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項または第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、新学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第 23 条 第 16 条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）付則第 17 項から第 24 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条

第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第24条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される学校職員給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第17条第3項の規定を適用する。

5 新学校職員給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。

6 学校職員給与条例第6条第3項ならびに第7条第2項および第4項から第6項までならびに新学校職員給与条例第6条第4項および第5項ならびに第7条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、学校職員給与条例第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、

適用しない。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

第 25 条 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項または第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第 17 条の規定による改正後の滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「新特別措置条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、新特別措置条例の規定を適用する。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 26 条 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員に対する第 18 条の規定による改正後の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「新警察職員勤務時間条例」という。）第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員を」とする。

第 27 条 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員は、新警察職員勤務時間条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 28 条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 48 年滋賀県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項中「新条例第 3 条から第 5 条まで」を「滋賀県職員退職手当条例第 3 条から第 5 条までまたは付則第 18 項もしくは第 19 項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第 5 条の 3」を「第 5 条の 3 の 2 までおよび付則第 18 項から第 26 項」に改める。

付則第 6 項中「に新条例」を「に滋賀県職員退職手当条例」に、「新条例第 5 条の 2」を「同条例第 5 条の 2（同条例第 5 条の 3 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第 21 項から第 24 項まで」に改める。

付則第 7 項中「新条例第 5 条」を「滋賀県職員退職手当条例第 5 条または付則第 19 項」に改める。

付則第 8 項中「新条例」を「滋賀県職員退職手当条例」に、「第 5 条の 3」を「第 5 条の 3 の 2」に改める。

付則第 14 項中「対する新条例」を「対する滋賀県職員退職手当条例」に、「新条例」を「同条例」に、「第 5 条の 3」を「第 5 条の 3 の 2」に改め、同項第 1 号中「新条例」を「滋賀県職員退職手当条例」に改める。

付則第 40 項および第 41 項を削る。

(滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 29 条 滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成 15 年滋賀県条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

付則第 12 項中「付則第 22 項」を「付則第 6 項」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 30 条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成 18 年滋賀県条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「新条例」を「滋賀県職員退職手当条例」に、「第 5 条の 3」を「第 5 条の 3 の 2」に、「ならびに付則第 22 項から第 24 項」を「ならびに付則第 6 項から第 8 項」に改める。

付則第 17 項および第 18 項を削る。

滋賀県職員の定年等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(新設) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項および第2項、第28条の3ならびに</u> <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項</u> <u>の規定に基づ</u> <u>き、県の職員および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u>とする。ただし、<u>保健所、総合病院その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師および歯</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第12条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項および第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項ならびに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項の規定に基づき、</u> <u>県の職員および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 省略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u>とする。ただし、<u>医師および歯</u></p>

科医師にあつて

は、年齢 65 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、知事と協議し、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないと

科医師(滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和 51 年滋賀県条例第 18 号)第 1 条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。)の定年は、年齢 70 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると同条の規定にかかわらず、知事と協議し、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条各項の規定により異動期間(同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。) (第 9 条各項の規定により延長された期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第 6 条各号に掲げる職をいう。以下この条および次章において同じ。) を占めている職員については、第 9 条第 1 項または第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて知事と協議し、人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務

(新設)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医師および歯科医師が占める職その他その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

(1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）

第9条第1項、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）第10条の2第1項または滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）第5条の規定により管理職手当を支給する職

(2) 警視または警部の階級にある滋賀県警察の警察官（前号に掲げる職を除く。）

(3) 前2号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

(新設)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

(新設)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下この項において「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定

(新設)

による任命（以下この項において「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、知事と協議し、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補

充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職員の職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、知事と協議し、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特

定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、または前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

(新設)	<p><u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(延長した異動期間の短縮)</u></p>
(新設)	<p><u>第11条 任命権者は、第9条第1項または第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p>
(新設)	<p><u>第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p>
(新設)	<p><u>第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当</u></p>

(新設)

(新設)

付 則

1 省略

(経過措置)

2 省略

(新設)

たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

1 省略

(定年に関する経過措置)

2 省略

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日 まで</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日 まで</u>	<u>62年</u>	<u>67年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日</u>	<u>63年</u>	<u>68年</u>

まで		
令和11年4月1日から令和13年3月31日	64年	69年
まで		

(新設)

4 前項の規定は、滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第 号）第1条の規定による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例（次項において「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条本文の規定の適用を受けるものについては、適用しない。

（情報の提供および勤務の意思の確認）

(新設)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員ならびに第3条ただし書および旧定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(新設)

6 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定

3～5 省略

地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

7～9 省略

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 省略 （週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>第1条 省略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項_____の規定により採用された職員_____（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 省略 （週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合は、この限りでない。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合は、この限りでない。

よび再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者のその年の年次有給休暇は、別表第1の休暇日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める日数)のとおりとする。

2～6 省略

(特別休暇)

第12条 省略

2 任命権者は、職員が公務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合には、その願出に基づき、90日(人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員(地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および再任用短時間勤務職員等を除く。))にあつては180日、再任用短時間勤務職員等 _____ にあつてはその者の勤務時間等を考慮し60日を超えない範囲内で人事委員会と協議して任命権者が定める日数)以内の特別休暇を与えることができる。

3 省略

第13条～第17条 省略

第18条 任命権者は、職員(再任用短時間勤務職員等 _____ のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。)が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願

よび定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者のその年の年次有給休暇は、別表第1の休暇日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める日数)のとおりとする。

2～6 省略

(特別休暇)

第12条 省略

2 任命権者は、職員が公務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合には、その願出に基づき、90日(人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員(_____ 定年前再任用短時間勤務職員等を除く。))にあつては180日、定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつてはその者の勤務時間等を考慮し60日を超えない範囲内で人事委員会と協議して任命権者が定める日数)以内の特別休暇を与えることができる。

3 省略

第13条～第17条 省略

第18条 任命権者は、職員(定年前再任用短時間勤務職員等 _____ のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。)が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願

出たときは、1の年の6月から10月までの期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。

第19条～第20条の3 省略

(非常勤の職員の勤務時間等)

第21条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

第22条以下 省略

出たときは、1の年の6月から10月までの期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。

第19条～第20条の3 省略

(非常勤の職員の勤務時間等)

第21条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

第22条以下 省略

滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例（第8条第2項、第3項および第5項を除く。）において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員をいう。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて</u>勤務させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 （新設）</p> <p>2・3 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例（第8条第2項、第3項および第5項を除く。）において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員をいう。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項または第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u> （新設）</p> <p><u>(3)</u> 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p>第2条の2～第2条の4 省略 （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 省略 (1)～(6) 省略</p> <p><u>(8)</u> 省略</p> <p>第4条～第9条 省略</p>	<p>第1条 省略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項または第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p>第2条の2～第2条の4 省略 （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 省略 (1)～(6) 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p> <p>第4条～第9条 省略</p>

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次
に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項または滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第11条～第14条 省略

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第15条 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第4条第6項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
省略		
第15条第4項	第2項	滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号。以下「育児休業条例」という。） 第15条
省略		

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。

(削除)

第11条～第14条 省略

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第15条 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
(削除)		
省略		
(削除)		
省略		

第15条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が <u>育児休業条例</u>
		第15条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
省略		

（育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第6条第6項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

第15条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が <u>滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）</u> 第15条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
省略		

（育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
(削除)		

省略

第17条～第20条 省略

(育児任期付短時間勤務職員に対する給与条例の適用除外等)

第21条 給与条例第4条第5項および第5条ならびに学校職員給与条例第6条第5項および第7条の規定は、育児任期付短時間勤務職員には適用しない。

(部分休業をすることができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」))を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項、学校職員勤務時間条例第9条第1項または警察職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

省略

第17条～第20条 省略

(削除)

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」))を除く。)

(部分休業の承認)

第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項、学校職員勤務時間条例第9条第1項または警察職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 省略

第24条～第28条 省略

付 則

1 省略

(新設)

2～5

2・3 省略

第23条～第27条 省略

付 則

1 省略

(給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務職員等に対する給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定の適用については、これらの規定中「) とする」とあるのは、「) に、職員勤務時間条例第2条第2項、学校職員勤務時間条例第3条第2項または警察職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3～6

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 （新設）</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務</u>させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>または<u>第28条の5第1項</u>の規定により採用される職員_____を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 （新設）</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>_____の規定により採用される職員（<u>次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。</u>）を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>_____を除く。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第4条第1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （任命権者の報告）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員および同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>（1）～（8） 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （任命権者の報告）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員および同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>（1）～（8） 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県職員の分限に関する条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （降給の種類）</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）および降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">とする。</p> <p>第3条 省略 （降格の理由）</p> <p>第4条 任命権者は、職員が降任された</p> <hr/> <p>__場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その意に反して、職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第5条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 省略</p>	<p>第1条 省略 （降給の種類）</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）および降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>ならびに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>第3条 省略 （降格の理由）</p> <p>第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに該当し<u>_____</u>、必要があると認めるときは、その意に反して、職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第5条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 省略</p>

(新設)

4 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「ならびに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）付則第17項の規定による降給とする」とする。

(新設)

5 第6条第2項の規定は、給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （初任給、昇格等の基準）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、人事委員会規則<u>の定める</u>ところにより決定する。</p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則<u>の定める</u>ところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>6 <u>法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>第1条～第3条 省略 （初任給、昇格等の基準）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、人事委員会規則<u>で定める</u>ところにより決定する。</p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則<u>で定める</u>ところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>6 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項、第15条第2項および第23条の2第2項において「短時間勤務職員」という。）のうち、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間条例第2条第3項、学校職員勤務時間条例第3条</u></p>

(新設)

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員勤務時間条例第2条第3項もしくは第4項、学校職員勤務時間条例第3条第3項もしくは第4項または警察職員勤務時間条例第2条第3項もしくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間（第29条第2項および第33条

第3項または警察職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間（次項、第29条第2項および第33条において「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、前条および第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員勤務時間条例第2条第4項、学校職員勤務時間条例第3条第4項または警察職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削除)

において「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第5条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 省略

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の末日を超えて在職する職員の昇給は、第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 省略

第6条～第10条の5 省略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下_____

(昇給の基準)

第5条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 省略

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の末日を超えて在職する職員の昇給は、第1項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 省略

第6条～第10条の5 省略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この項から第3項ま

_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下_____同じ。)または自転車その他の人事委員会規則で定める交通の用具(以下_____「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下_____「運賃等相当額」という。)

_____において「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下この条において同じ。)または自転車その他の人事委員会規則で定める交通の用具(以下この項、次項および第7項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

の特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 省略

4～8 省略

第11条の2～第14条 省略

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は 、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条、学校職員勤務時間条例第4条第1項、第5条および第6条ならびに警察職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時

の特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 省略

4～8 省略

第11条の2～第14条 省略

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は 、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条、学校職員勤務時間条例第4条第1項、第5条および第6条ならびに警察職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時

間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 省略

5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午

間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）
- (2) 省略

5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午

前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) 省略

6 省略

第16条～第19条の2 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 省略

第20条の2・第20条の3 省略

前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) 省略

6 省略

第16条～第19条の2 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 省略

第20条の2・第20条の3 省略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条 _____ においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員 _____ の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 _____ 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第22条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第23条の2 省略

2 _____
_____ 第9条の2から第10条の2まで、第10条の4、
第10条の5、第12条の2および第12条の3の規定は、再任用職員および
短時間勤務職員には _____ 適用しない。

第24条～第37条 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の
4、第11条(第4項を除く。)、第12条から第12条の3(第2項を除
く。)まで、第13条、第15条(第2項および第6項を除く。)から第1
9条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度
任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄
に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

省略		
第15条第4項	第1項(第2項の規定に より読み替えて適用する 場合を含む。)	第1項
省略		

第39条～第42条 省略

第22条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第23条の2 省略

2 第4条第3項から第5項までおよび第5条の規定は定年前再任用短
時間勤務職員について、第9条の2から第10条の2まで、第10条の4、
第10条の5、第12条の2および第12条の3の規定は _____
短時間勤務職員については、適用しない。

第24条～第37条 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の
4、第11条(第4項を除く。)、第12条から第12条の3(第2項を除
く。)まで、第13条、第15条(第2項および第6項を除く。)から第1
9条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度
任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄
に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

省略		
(削除)		
省略		

第39条～第42条 省略

付 則

1～16 省略

(新設)

(新設)

付 則

1～16 省略

(給料月額に関する特例)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第19項および第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第9条第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師

(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日に

(新設)

において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項および付則第21項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(新設)

21 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた

	<p><u>日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号イに規定する公安職俸給表（1）に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p>22 <u>付則第20項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第20項中「前項」とあるのは「付則第21項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</u></p>
(新設)	<p>23 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および付則第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p>24 <u>付則第19項、第21項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員</u></p>

(新設)

(新設)

(給料月額に関する特例)

17 当分の間、別表第1から別表第3まで、別表第4（医療職給料表(1)を除く。）および別表第5に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（_____

_____）以下この項において「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎とな

会規則で定めるところにより、付則第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 付則第19項、第21項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第15項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(削除)

27 当分の間、別表第1から別表第3まで、別表第4（医療職給料表(1)を除く。）および別表第5に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、

同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。以下この項において「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の

る場合に限る。)の額および勤務1時間当たりの給与額

の算出の基礎となる給料月額、調整前給料月額とする。

(1)・(2) 省略

18・19 省略

付則別表 省略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

注 (略)

額の算出の基礎となる場合に限る。)の額、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)第3条の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1)・(2) 省略

28・29 省略

付則別表 省略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前任用 短時間勤務 以外の職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

注 (略)

別表第2（第3条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

注（略）

別表第2（第3条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

注（略）

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

注 (略)

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

注 (略)

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

注 (略)

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

注 (略)

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任 用職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

注 (略)

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

注 (略)

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

注 (略)

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 間勤 控職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

注 (略)

別表第5（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

注 (略)

別表第6 省略

別表第5（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基準 給料月額 円 201,500	基準 給料月額 円 241,000	基準 給料月額 円 255,300	基準 給料月額 円 288,400	基準 給料月額 円 315,100	基準 給料月額 円 356,800

注 (略)

別表第6 省略

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第11条関係）

旧	新
<p>第1条～第35条 省略 （特殊現場作業手当）</p> <p>第36条 特殊現場作業手当は、高所その他の特殊な現場において作業を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。ただし、<u>次項第4号ア</u>に掲げる額の手当を受ける職員には、第1号から第5号までに掲げる作業に係る手当は支給しない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第37条・第38条 省略 （支給額の調整等）</p> <p>第39条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務または同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員等」という。）に対して月額により支給される特殊勤務手当の額は、当該特殊勤務手当の月額として定める額に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定</p>	<p>第1条～第35条 省略 （特殊現場作業手当）</p> <p>第36条 特殊現場作業手当は、高所その他の特殊な現場において作業を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。ただし、<u>次項第5号ア</u>に掲げる額の手当を受ける職員には、第1号から第5号までに掲げる作業に係る手当は支給しない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第37条・第38条 省略 （支給額の調整等）</p> <p>第39条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務または同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員等」という。）に対して月額により支給される特殊勤務手当の額は、当該特殊勤務手当の月額として定める額に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定</p>

する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2・3 省略

第40条以下 省略

する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2・3 省略

第40条以下 省略

という。)による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法_____第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

第2条の2・第2条の3 省略

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3____までおよび第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条 省略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 省略

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。以下_____同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

という。)による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

第2条の2・第2条の3 省略

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3____の2までおよび第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条 省略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 省略

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。次条第2項、第5条の4および第6条の4第1項において同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 省略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 省略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 省略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者_____

_____の基礎在職期間中に、給料の月額の変額改定（給料の月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

3 省略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 省略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 省略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第

1項の規定による任命（第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料の月額の変額改定（給料の月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

第5条の3 省略

(新設)

(1)・(2) 省略

2 省略

第5条の3 省略

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2 (前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料の月額の減額改定(給料の月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されること」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定する俸給月額の減額改定」と、「給料の月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料の月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料の月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項ならびに前条の表第5条の2第1項第1号の項および第5条の2

第5条の4・第6条 省略

第6条の2 第5条の2第1項 _____

_____の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額 _____

_____に60を乗じて得た額

(2) 省略

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ

第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第5条の4・第6条 省略

第6条の2 第5条の2第1項 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。) _____

_____の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額 (同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。)) _____

_____に60を乗じて得た額

(2) 省略

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第6条の2	第5条の2第1項 (第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項 (
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ

	同項の	同条____の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額
		および特定減額前給料月額に退職
		の日において定められているその
		者に係る定年と退職の日における
		その者の年齢との差に相当する年
		数1年につき当該年数に応じて
		100分の3を超えない範囲内で規
		則で定める割合を乗じて得た額の
		合計額
省略		

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の

	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額(第5条の3
	(第5条の3の2において読み替えて準用する	の2において読み替えて準用する
	場合にあつては、特定減額前俸給	場合にあつては、特定減額前俸給
	る場合にあつては、特	月額(同条の規定により読み替え
	定減額前俸給月額(同	られた第5条の2に規定する特定
	条の規定により読み替	減額前俸給月額をいう。以下
	えられた第5条の2に	この号および次号において同じ。)
	規定する特定減額前俸	および特定減額前給料月額に退職
	給月額をいう。次	の日において定められているその
	号において同じ。)	者に係る定年と退職の日における
		その者の年齢との差に相当する年
		数1年につき当該年数に応じて
		100分の3を超えない範囲内で規
		則で定める割合を乗じて得た額の
		合計額
省略		

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の

傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち知事が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) 省略

2～5 省略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2 _____ および前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 省略

2 省略

第7条～第9条 省略

傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち知事が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項および第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) 省略

2～5 省略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。) および前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 省略

2 省略

第7条～第9条 省略

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または常時勤務に服することを要しない者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 省略

3 省略

4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしない

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または常時勤務に服することを要しない者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) 省略

3 省略

4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしない

ことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

5～10 省略

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 省略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介し

ことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 省略

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 省略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介し

た職業に就くため、または知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 省略

12～17 省略

第11条・第12条 省略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2～4 省略

5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎

た職業に就くため、または知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 省略

12～17 省略

第11条・第12条 省略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2～4 省略

5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎

在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6～10 省略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行う

在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6～10 省略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行う

ことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に
あつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し
当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎とな
る職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第
29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員
_____に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員
_____に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、
当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員と
しての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為を
したと認めるとき。

2～6 省略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支
払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退
職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1
項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、
当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当
等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規
定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条

ことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に
あつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し
当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎とな
る職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第
29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間
勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時
間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、
当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員と
しての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為を
したと認めるとき。

2～6 省略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支
払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退
職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1
項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、
当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当
等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規
定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条

において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条および第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 省略

第16条 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合

において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条および第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 省略

第16条 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合

(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条 _____ において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項または前条第3項において準用する滋賀県行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを

(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までに規定する場合を除く。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には _____、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項または前条第3項において準用する滋賀県行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを

理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事

理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事

事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 省略

第18条～第20条 省略

付 則

1 省略

2 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、付則第3項から第7項までの規定によるほか、第7条（第5項中段を除く。）、第7条の2、第7条の3

事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 省略

第18条～第20条 省略

付 則

1 省略

(削除)

ならびに滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号。以下「条例第33号」という。）付則第9項および付則第15項の規定の例による。

3 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の軍人軍属としての在職期間は、その者が引き続いて職員となつた場合における職員としての在職期間に通算する。 (削除)

4 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。 (削除)

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて外国政府または日本政府もしくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）もしくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1

項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であつてアまたはイに該当するもののアまたはイに掲げる期間

ア 任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員および当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間と3分の2の期間

5 昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

(削除)

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸奨を受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認または勸奨を受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

(2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて在外研究員または外国留学生（以下「在外研究

員等」という。)となるため退職し、かつ、その研究または留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの

6 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和21年勅令第287号)の規定により、その身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員または在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者または軍人軍属 その身分を失つた日

7 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条もしくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)第3条の規定により退職させられたものまたは旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令または旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置を定める省令(昭和32年大蔵省令第42号)で定めるところによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思に

(削除)

(削除)

よらないで退職した者のうち、これらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定または特別の手續によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和28年7月31日までの間に再び職員となつた場合においては、先の職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

8 昭和28年7月31日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体またはこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項および次項において同じ。）から引き続いて職員となつたものおよび同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて同年8月1日以後に引き続いて職員となつたものの同年7月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、付則第3項から前項までの規定を準用するほか、第7条第5項および第6項、第7条の3ならびに条例第33号付則第9項および付則第15項の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第33号による改正前の第7条の4第1項の退職、付則第13項の特殊

(削除)

退職および付則第14項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和28年7月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。 (削除)

10 昭和20年8月15日に現に付則第6項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員および在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊な事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたものまたは同年8月1日以後において本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員または職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等とし (削除)

ての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰属した日から当該職員または職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

11 前項に規定する者の昭和28年7月31日（同年8月1日以後に付則第6条第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、付則第4項および付則第5項（これらの規定を付則第8項において準用する場合を含む。）ならびに付則第9項の規定を準用するほか、第7条第5項および第6項ならびに第7条の3の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（付則第13項の特殊退職および付則第14項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

12 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者または付則第10項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員または職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職し、かつ、職員または職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、条

(削除)

(削除)

例第33号による改正前の第7条の4第2項および付則第14項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（付則第14項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る付則第14項において例による付則第12項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで、滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年滋賀県条例第47号）付則第5項ならびに条例第33号付則第5項から付則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当に相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（付則第7項の規定の適用を受ける職員および外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）もしくは第5条の規定による退職手当またはこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊

退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

13 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職または身分の喪失とする。 (削除)

ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び職員となる場合(職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。)の退職

(2) 職員または職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員または職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日またはその翌日に職員または当該職員以外の地方公務員等となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職

(3) 付則第4項各号または付則第5項各号(これらの規定を付則第8項および付則第11項において準用する場合を含む。)の退職

(4) 付則第7項(付則第8項において準用する場合を含む。)の退職

(5) 外地官署所属職員または軍人軍属の身分の喪失

14 職員または職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中 (削除)

においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和40年7月31日までの間に、職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職および特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日またはその翌日に、職員または職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、付則第12項の規定の例による。この場合において、第7条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第33号による改正前の第7条の4第1項の退職、付則第13項の特殊退職および付則第14項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

15 警察法（昭和29年法律第162号）の施行の際、国家地方警察の職員または自治体警察の職員から引き続き職員となつた者で、昭和23年3月

(削除)

7日から警察法の施行の日の前日までの間において国家地方警察の職員または自治体警察の職員を退職し、退職手当（これに相当するものを含む。以下同じ。）の支給を受け引き続いて自治体警察の職員または国家地方警察の職員（その者が更に退職手当の支給を受け引き続いて国家地方警察の職員または自治体警察の職員となつた場合を含む。）となつたものについては、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、第7条第5項ただし書および付則第2項の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

16 前項の場合において、その者に対する退職手当の額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、それらの規定により受けるべき退職手当の額からその者が既に支給を受けた退職手当の額にその退職手当の計算の基礎となつた給料月額でその給料月額に対応する規則に定める仮定給料月額表の額を除して得た率（小数点以下第2位で四捨五入する。）を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、その額が第7条第5項ただし書および付則第2項の規定を適用して計算した退職手当の額に満たないときは、これらの規定を適用して計算した額とする。

17 昭和28年8月1日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

18 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社
または旧電信電話

(削除)

(削除)

2 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法
(昭和59年法律第69号) 附則第12条第1項の規定による解散前の日本
専売公社（次項において「旧専売公社」という。）または日本電信電

公社

_____ (以下この項において_____「旧公社」という。)の職員から引き続いて職員となつたものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

19 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合または同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律_____第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律_____第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法_____第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その

話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。）（以下この項においてこれらを「旧公社」という。）の職員から引き続いて職員となつたものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合または同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その

者が日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

20 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道

の職員から引き続いて職員となつたものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧日本国有鉄道を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

21 省略

22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号

付則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第22項」とする。

者が日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下この項、次項および付則第9項において「旧日本国有鉄道」という。）

の職員から引き続いて職員となつたものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧日本国有鉄道を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

5 省略

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号。次項および付則第8項において「昭和48年改正条例」という。）付則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2までおよび付則第18項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第6項」とする。

職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団または旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団または旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

26 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第3号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に退職した者（定年条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（第5条の3に規定する者を除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2および付則第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削除)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。)に	という。)および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給

		料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと し、かつ、その者の同日までの

		勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	付則第26項の規定により読み替えて適用する第4条第1項および第5条第1項
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2	第5条の2第1項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	付則第26項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号イ
	同項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する同条第1項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退

		職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	付則第26項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該付則第26項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
付則第22項	第3条から第5条の3	付則第26項の規定により読み替

まで	えて適用する第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項
----	--------------------------------

27 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（定年条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（第5条の3に規定する者を除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2および付則第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削除)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。)に	という。) および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額に
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以

		後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料

		月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	付則第27項の規定により読み替えて適用する第4条第1項および第5条第1項
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第6条の2	第5条の2第1項の	付則第27項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	付則第27項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号イ
	同項の	付則第27項の規定により読み替えて適用する同条第1項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日に

		おけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	付則第27項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該付則第27項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
付則第22項	第3条から第5条の3まで	付則第27項の規定により読み替えて適用する第4条第1項、第

31 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

32・33 省略

34 退職した者の基礎在職期間中にその者が滋賀県職員等の給与等に関

額を含まないものとする。

14 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

15・16 省略

17 退職した者の基礎在職期間中にその者が滋賀県職員等の給与等に関

する条例付則第17項、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例付則第3項または滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)付則第3項の規定の適用を受けた場合におけるこの条例の規定による給料月額、これらの規定の適用がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

する条例付則第27項、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例付則第3項または滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)付則第3項の規定の適用を受けた場合におけるこの条例の規定による給料月額、これらの規定の適用がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第18項」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第19項」とする。

20 前2項の規定は、定年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

21 滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第17項の規定による職員の

(新設)

給料月額の改定（次項および第24項において「給料月額7割措置」という。）は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第5条の2第1項に規定する理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合および当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該特別特定減額日が7割措置減額日より前のものであつて、当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えるものに限る。）（以下この項および次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額改定されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項および次項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項および次項において同じ。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により

(新設)

退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が7割措置前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

23 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職

(新設)

(新設)

手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のアまたはイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区
分に応じ当該アまたはイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合
を乗じて得た額および7割措置前給料月額に60から当該割合を控
除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合
を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第3号イに掲げる割
合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
および退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除
した割合を乗じて得た額の合計額

24 当分の間、前2項の規定の適用を受ける者以外の給料月額7割措置
の適用を受ける者のうち、任用の事情を考慮して前2項の規定の適用
を受ける者との権衡上必要があると認められる者に対する退職手当の
基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて計
算した額とする。

25 当分の間、第4条第1項第3号ならびに第5条第1項第3号、第5
号および第6号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2およ
び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達した
ことにより退職することとなる日から1年前」とあるのは「定年(定
年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師以外の者にあつ

(新設)

ては60歳とし、同条ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては65歳とする。)に達する日の属する年度の前年度の3月31日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(定年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては65歳とする。)」とする。

26 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて、第5条の3の規定の適用を受けるものに対する付則第22項および第23項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
付則第22項第1号	および特別特定減額前給料月額	ならびに特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

付則第22項第2号	および7割措置前給料月額	ならびに7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第3号	給料月額に、	給料月額および給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に

		<p>応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、</p>
付則第22項第3号イ	7割措置前給料月額	<p>7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額</p>
付則第23項	前項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する前項の
	特別特定減額前給料月額	<p>特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額</p>

		7割措置前給料月額	7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて10分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
		および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて10分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第13条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項 _____に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第14条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 (通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。）<u>、自転車</u> _____その他病院事業庁長が定める交通の用具（以下「自動車等_____」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を_____使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を_____使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、<u>かつ、自動車等</u>_____を使用することを常例とする職員（交通機関等</p>	<p>第1条～第9条 省略 (通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下<u>この条において</u>「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（<u>第3号において</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）または<u>自転車</u>その他病院事業庁長が定める交通の用具（以下<u>この条において</u>「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車または自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車または自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、<u>かつ、自動車または自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等</p>

を利用し、または自動車等 _____ を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等 _____ を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

第11条～第18条 省略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者 の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（病院事業庁長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 省略

第20条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 第6条、第7条、第9条、第11条および前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

3 省略

第25条 省略

を利用し、または自動車もしくは自転車等 _____ を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等 _____ を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

第11条～第18条 省略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、当該職員 の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（病院事業庁長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 省略

第20条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 第6条、第7条、第9条、第11条および前条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項 _____ に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

3 省略

第25条 省略

(非常勤の職員の給与)

第26条 非常勤の職員（会計年度任用職員および地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、病院事業庁長が予算の範囲内で別に定めるものとする。

第27条～第31条 省略

付 則

1・2 省略

3 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第23条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者」とあるのは、「会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者であって、勤務した日

が18日

以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているもの」とする。

(非常勤の職員の給与)

第26条 非常勤の職員（会計年度任用職員および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、病院事業庁長が予算の範囲内で別に定めるものとする。

第27条～第31条 省略

付 則

1・2 省略

3 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第23条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者」とあるのは、「会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者であって、勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく企業管理規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月の日数（滋賀県の休日定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合）あっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）

以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているもの」とする。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第15条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 省略 （週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において</p>	<p>第1条・第2条 省略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項_____の規定により採用された職員_____（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 省略 （週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において</p>

週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 省略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内

週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 省略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内

第12条 年次有給休暇は、1 暦年について20日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）とする。ただし、年の中途において新たに職員となつた者のその年の年次有給休暇は、別表第1の休暇日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める日数）のとおりとする。

2～6 省略

（特別休暇）

第13条 省略

2 任命権者は、職員が公務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合は、その願出に基づき、90日（人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および再任用短時間勤務職員等 _____を除く。）にあつては180日、再任用短時間勤務職員等 _____にあつてはその者の勤務時間等を考慮し60日を超えない範囲内で人事委員会と協議して任命権者が定める日数）以内の特別休暇を与えることができる。

3 省略

第14条～第18条 省略

第19条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等 _____のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維

第12条 年次有給休暇は、1 暦年について20日（育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）とする。ただし、年の中途において新たに職員となつた者のその年の年次有給休暇は、別表第1の休暇日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める日数）のとおりとする。

2～6 省略

（特別休暇）

第13条 省略

2 任命権者は、職員が公務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合は、その願出に基づき、90日（人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員（ _____ 定年前再任用短時間勤務職員等 _____を除く。）にあつては180日、定年前再任用短時間勤務職員等 _____にあつてはその者の勤務時間等を考慮し60日を超えない範囲内で人事委員会と協議して任命権者が定める日数）以内の特別休暇を与えることができる。

3 省略

第14条～第18条 省略

第19条 任命権者は、職員（定年前再任用短時間勤務職員等 _____のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維

持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1の年の6月から10月までの期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。

第20条～第21条の3 省略

(非常勤の職員の勤務時間等)

第22条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

第23条以下 省略

持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1の年の6月から10月までの期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。

第20条～第21条の3 省略

(非常勤の職員の勤務時間等)

第22条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

第23条以下 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第16条関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （初任給、昇格等の基準）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、<u>人事委員会規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</u></p> <p>6 <u>法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>第1条～第5条 省略 （初任給、昇格等の基準）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、<u>人事委員会規則で定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</u></p> <p>6 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項および第24条において「短時間勤務職員」という。）のうち、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、<u>学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得</u></u></p>

(新設)

第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第4条および前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項または第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 省略

た額とする。

7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、第4条および第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、学校職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削除)

(昇給の基準)

第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 省略

3 55歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 省略

第8条～第11条の4 省略

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下_____同じ。）または自転車その他の人事委員会規則で定める交通の用具（以下_____「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車または自転

3 55歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、第1項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 省略

第8条～第11条の4 省略

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下この条において同じ。）または自転車その他の人事委員会規則で定める交通の用具（以下この項、次項および第7項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車または自転

車等を使用しないで徒歩により通勤する とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下 「運賃等相当額」という。)

(2)・(3) 省略

3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるものうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居 (当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。) からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (以下 「新幹線鉄道等」という。) でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等 (その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下 同じ。) を負担することを

車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (次項において 「運賃等相当額」という。)

(2)・(3) 省略

3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるものうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居 (当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。) からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (第1号および次項において 「新幹線鉄道等」という。) でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等 (その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において 同じ。) を負担することを

常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 省略

4～8 省略

第12条の2～第16条の2 省略

(職員の期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 省略

4～8 省略

第12条の2～第16条の2 省略

(職員の期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任

_____の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の
総額

3～5 省略

第19条・第19条の2 省略

(義務教育等教員特別手当)

第19条の3 省略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級および号給(再任用職員_____にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 省略

第20条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 _____
_____第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2の規定は、再任用職員および短時間勤務職員には_____適用しない。

第25条～第35条 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の
総額

3～5 省略

第19条・第19条の2 省略

(義務教育等教員特別手当)

第19条の3 省略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級および号給(定年再任用短時間勤務職員_____にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 省略

第20条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第6条第3項から第5項までおよび第7条の規定は定年再任用短時間勤務職員について、第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2の規定は_____短時間勤務職員については、適用しない。

第25条～第35条 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同

表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第19条の3第2項	号給（再任用職員 _____にあつては、 職務の級）	号給
省略		

第37条～第39条 省略

付 則

1～16 省略

(新設)

(新設)

表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第19条の3第2項	号給（定年前再任用短時 間勤務職員にあつては、 職務の級）	号給
省略		

第37条～第39条 省略

付 則

1～16 省略

（給料月額に関する特例）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第

(新設)

9条第1項または第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)

が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(新設)

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とある

	<p>のは、「<u>第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額</u>」とする。</p>
(新設)	<p>21 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p>22 <u>付則第19項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p>23 <u>付則第19項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第13条の3第1項および第19条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>
(新設)	<p>24 <u>付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(削除)</p>
(給料月額に関する特例)	
17 当分の間、別表第1および別表第2に規定する給料表に定める職務	25 当分の間、別表第1および別表第2に規定する給料表に定める職務

の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（ _____

_____以下この項において「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額 _____

_____の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1)・(2) 省略

付則別表 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。以下この項において「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1)・(2) 省略

付則別表 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

用職 員以 外の 職員						
再任 用職 員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

注 (略)

別表第2 (第4条関係)

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

短時 間勤 務職 員以 外の 職員						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円 234,000	基 準 給料月額 円 274,300	基 準 給料月額 円 303,000	基 準 給料月額 円 331,100	基 準 給料月額 円 415,200

注 (略)

別表第2 (第4条関係)

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

員以外の職員							間勤務員以外の職員							
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200	定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
								円	円	円	円	円	円	円
								225,200	271,100	298,100	324,400	405,200		
注 (略) 別表第3 省略							注 (略) 別表第3 省略							

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表（第17条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者および地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手および寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手および寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p><u>1</u> この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>学校職員条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と学校職員条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第18条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、本部長が定める。</p> <p>4・5 省略 （週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>第1条 省略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項_____の規定により採用された職員_____（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、本部長が定める。</p> <p>4・5 省略 （週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>

2 本部長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 本部長は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。

2 本部長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 本部長は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。

および再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)とする。ただし、年の中途において新たに職員となつた者のその年の年次有給休暇は、別表第1の休暇日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める日数)のとおりとする。

2～6 省略

(特別休暇)

第12条 省略

2 本部長は、職員が公務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合には、その願出に基づき、90日(人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員(地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および再任用短時間勤務職員等 _____ を除く。)にあつては180日、再任用短時間勤務職員等 _____ にあつてはその者の勤務時間等を考慮し60日を超えない範囲内で人事委員会と協議して本部長が定める日数)以内の特別休暇を与えることができる。

3 省略

第13条～第17条 省略

第18条 本部長は、職員(再任用短時間勤務職員等 _____ のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。)が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出

および定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)とする。ただし、年の中途において新たに職員となつた者のその年の年次有給休暇は、別表第1の休暇日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める日数)のとおりとする。

2～6 省略

(特別休暇)

第12条 省略

2 本部長は、職員が公務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合には、その願出に基づき、90日(人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員(_____ 定年前再任用短時間勤務職員等 _____ を除く。)にあつては180日、定年前再任用短時間勤務職員等 _____ にあつてはその者の勤務時間等を考慮し60日を超えない範囲内で人事委員会と協議して本部長が定める日数)以内の特別休暇を与えることができる。

3 省略

第13条～第17条 省略

第18条 本部長は、職員(定年前再任用短時間勤務職員等 _____ のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。)が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出

たときは、1の年の6月から10月までの期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。

第19条～第20条の3 省略

(非常勤の職員の勤務時間等)

第21条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、本部長が定める。

第22条以下 省略

たときは、1の年の6月から10月までの期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。

第19条～第20条の3 省略

(非常勤の職員の勤務時間等)

第21条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、本部長が定める。

第22条以下 省略

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号）新旧対照表（付則第28条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者または適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員または職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項および付則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に<u>新条例第3条から第5条まで</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者または適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員または職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項および付則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に<u>滋賀県職員退職手当条例第3条から第5条までまたは付則第18項もしくは第19項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3の2</u>までおよび付則第18項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>滋賀県職員退職手当条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同</p>

項または新条例第5条の2

の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条

の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第47号付則第5項の規定の適用を受ける職員で付則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例

第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで、条例第47号付則第5項ならびにこの条例付則第5項から前項までまたは付則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第47号による改正前の滋賀県職員退職手当暫定措置条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の規定より計算した退職手当の額と新条例および付則第5項から前項までまたは付則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～13 省略

14 付則第9項に規定する者または付則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例

第2条の4および第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5ま

項または同条例第5条の2（同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第21項から第24項までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に滋賀県職員退職手当条

例第5条または付則第19項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第47号付則第5項の規定の適用を受ける職員で付則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、滋賀県職員

退職手当条例第2条の4から第5条の3の2までおよび第6条から第6条の5まで、条例第47号付則第5項ならびにこの条例付則第5項から前項までまたは付則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第47号による改正前の滋賀県職員退職手当暫定措置条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の規定より計算した退職手当の額と滋賀県職員退職手当条例および付則第5項から前項までまたは付則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～13 省略

14 付則第9項に規定する者または付則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する滋賀県職員退職手

当条例第2条の4および第6条の5の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第5条の3の2までおよび第6条から第6条の5ま

で、条例第47号付則第5項ならびにこの条例付則第5項から付則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例および条例第47号付則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例 第2条の4から第5条の3 までおよび第6条から第6条の5まで、条例第47号付則第5項ならびにこの条例付則第5項から付則第8項までの規定により計算した額

(2) 省略

15～39 省略

40 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第3号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第5項の規定の適用については、同項中「新条例第3条から第5条の3までの」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第3号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第26項において読み替えて適用される同条例第4条第1項、第5条第1項

で、条例第47号付則第5項ならびにこの条例付則第5項から付則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例および条例第47号付則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 滋賀県職員退職手当条例第2条の4から第5条の3の2までおよび第6条から第6条の5まで、条例第47号付則第5項ならびにこの条例付則第5項から付則第8項までの規定により計算した額

(2) 省略

15～39 省略

(削除)

および第5条の2第1項の」とする。

41 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第5項の規定の適用については、同項中「新条例第3条から第5条の3までの」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第3号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第27項において読み替えて適用される同条例第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項の」とする。

付則別表 省略

(削除)

付則別表 省略

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年滋賀県条例第80号）新旧対照表（付則第29条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～11 省略</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で滋賀県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～11 省略</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で滋賀県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 省略</p>

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第78号）新旧対照表（付則第30条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条および付則第22項から第24項まで、付則第9項の規定による廃止前の滋賀県職員の退職手当に関する特例を定める条例（昭和50年滋賀県条例第38号。付則第4項において「特例条例」という。）、付則第10項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年滋賀県条例第47号。以下この項および付則第4項において「条例第47号」という。）付則第5項、付則第11項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条および付則第22項から第24項まで、付則第9項の規定による廃止前の滋賀県職員の退職手当に関する特例を定める条例（昭和50年滋賀県条例第38号。付則第4項において「特例条例」という。）、付則第10項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年滋賀県条例第47号。以下この項および付則第4項において「条例第47号」という。）付則第5項、付則第11項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例</p>

(昭和48年滋賀県条例第33号。以下この項および付則第4項において「条例第33号」という。)付則第5項から第8項までならびに付則第12項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年滋賀県条例第80号。以下この項および付則第4項において「条例第80号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年または44年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例 第2条の4から第5条の3 までおよび第6条から第6条の5までならびに付則第22項から第24項まで、付則第6項、付則第7項、付則第10項の規定による改正後の条例第47号付則第5項、条例第33号付則第5項から第8項までならびに条例第80号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～16 省略

(昭和48年滋賀県条例第33号。以下この項および付則第4項において「条例第33号」という。)付則第5項から第8項までならびに付則第12項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年滋賀県条例第80号。以下この項および付則第4項において「条例第80号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年または44年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、滋賀県職員退職手当条例第2条の4から第5条の3の2までおよび第6条から第6条の5までならびに付則第6項から第8項まで、付則第6項、付則第7項、付則第10項の規定による改正後の条例第47号付則第5項、条例第33号付則第5項から第8項までならびに条例第80号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～16 省略

(平成21年新条例に関する経過措置)

- 17 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第3号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第2項および第4項の規定の適用については、付則第2項中「付則第6項」とあるのは「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第3号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「平成21年新条例」という。）付則第26項、付則第6項」と、付則第4項中「退職した場合」とあるのは「退職した場合（平成21年新条例付則第26項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。 (削除)
- 18 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第2項の規定の適用については、同項中「付則第6項」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条 (削除)

例（平成21年滋賀県条例第3号）による改正後の滋賀県職員退職手当
条例付則第27項、付則第6項」とする。